

第2子以降の保育料無償化について

【担当省庁】 こども家庭庁

市町村における取組

特定教育・保育施設等における0～2歳児の保育料は、国が定める上限額の範囲内で、それぞれの市町村が定めることとされており、多子世帯の保育料については、国の定めにより、第2子を半額、第3子以降を無償とする負担軽減策が設けられている。

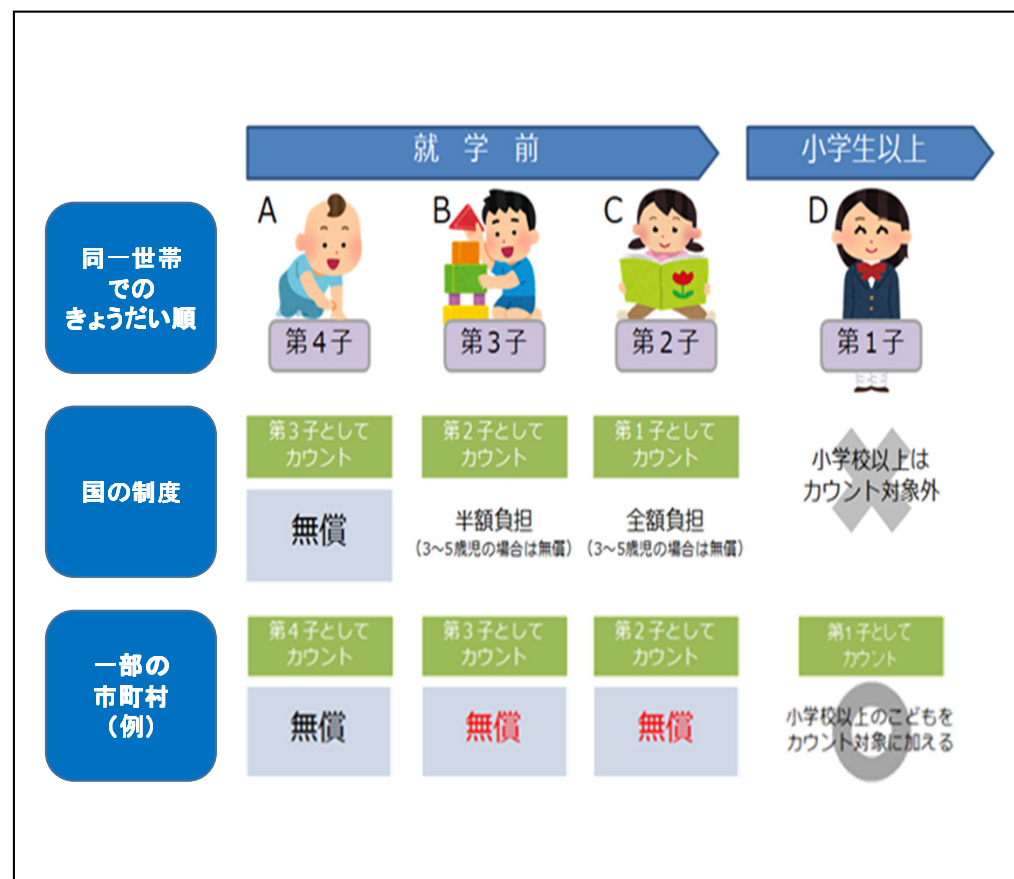
しかし、国が定める負担軽減策の対象となる多子のカウント方法については、未就学の子どものみをカウント対象とする年齢要件や特定教育・保育施設等の利用を条件とする同時入所要件が設けられている。このため、子どもの年齢が離れている世帯等、負担軽減の対象とならない多子世帯が存在している。

また、国の負担軽減策では、第2子の負担軽減策は半額に留まることから、一部の多子世帯には負担が残る状況となっている。

各市では、子育て世代の経済的な負担軽減を図り、安心して希望する数の子を持つ社会の実現に向けて、同一生計の子ども全員をカウントの対象としたり、第2子目以降の保育料を無償化するなど、独自の保育料負担軽減の取組を行っている。

ただし、これらの取組は、すべて市の単独事業として実施するものであり、恒常的な財源確保が課題となる。

また、各自治体が独自の取組として実施しているため、居住地によって保護者の経済的負担に格差が生じている。



国にお願いすること

保育料無償化などの少子化対策は国として取り組むべき課題であることから、第2子以降の保育料については、算定対象となるこどもの年齢にかかわらず無償化するよう制度の拡充をお願いする。